



# 介護保険通信



## 65歳以上の人へ 令和5年度介護保険料(仮徴収額)をお知らせします

4月中旬に仮徴収額の通知書を郵送しますので、内容をご確認ください。

### 介護保険料の算定方法

介護保険料は、その年度の住民税課税状況や前年の所得等に基づいて決定しますが、課税状況等が確定するまでは、前年度の保険料所得段階等をもとに仮に算定した金額を、4・6・8月に納めていただきます(仮徴収)。

その後、確定した住民税課税状況等をもとに年間の保険料額を決定し、年額から仮徴収額を引いた残りの額を、10・12・翌年2月の3回に分けて納めていただきます(本徴収)。本徴収額は7月にお知らせします。



### 特別徴収(年金天引)の場合の例 第4段階(年額67,600円)と算定された場合



※上の例で、普通徴収(納付書納付・口座振替)の場合、1・2・3期分は仮徴収額の3分の1ずつ(33,800円×3分の1≒11,200円ずつ)となります。

### 介護保険料年額表(令和5年度)

所得段階 区分	対象者			保険料率 (×基準額)	保険料年額	
	住民税課税状況		本人の前年所得等			
	本人	世帯員				
第1段階	生活保護の受給者			0.3	22,536円	
	老齢福祉年金の受給者					
第2段階	非課税	非課税	課税年金収入額	80万円以下	0.45	33,804円
第3段階			+	80万円超120万円以下	0.7	52,584円
第4段階			その他の 合計所得金額 (※)	80万円以下	0.9	67,608円
第5段階	課税	—	合計所得金額 (※)	80万円超	基準額	75,120円
第6段階				120万円未満	1.2	90,144円
第7段階				120万円以上190万円未満	1.3	97,656円
第8段階				190万円以上290万円未満	1.5	112,680円
第9段階				290万円以上400万円未満	1.7	127,704円
第10段階				400万円以上640万円未満	1.9	142,728円
第11段階	640万円以上800万円未満	2.2	165,264円			
第12段階	800万円以上	2.4	180,288円			

※「合計所得金額」に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円(上限)を控除した金額を用います。

※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額のことです。

※年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

おたすね/高齢者福祉課 ☎21-6212

# 応援します いきいきライフ

令和5年度の国民年金保険料・  
学生納付特例制度

令和5年度の国民年金保険料は、**月額16,520円**です。  
国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請して認められると保険料の納付が免除・猶予される制度があります。  
今回は、学生が対象となる「**学生納付特例制度**」をご紹介します。

## 対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など(夜間部・定時制課程・通信制課程の学校も対象)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が次の式で計算した額以下のとき。

**128万円(令和2年度以前は118万円) + 扶養親族の数 × 38万円 + 社会保険料控除額等**

※修業年限が1年以上あることが必要です。 ※一部対象外の学校もあります。

## 対象期間と受付期間

- ① 令和5年4月～令和6年3月 [令和5年4月受付開始]
- ② 申請月から過去2年1か月前までの未納期間(年度ごと) [随時受付]



※令和4年度の承認を受けた方のうち、日本年金機構からハガキ形式の申請書が4月上旬までに届いた方は、必要事項を記入し返送することで令和5年度の申請ができます。  
ハガキが届かない方、初めて申請する方は、下記の窓口で申請してください。

## 手続に必要なもの

- ① 基礎年金番号通知書、年金手帳またはマイナンバーカード
- ② 学生証の写しまたは在学証明書(原本)
- ③ 退職して学生になられた方は、雇用保険の被保険者離職票・受給資格者証・受給資格通知・被保険者資格喪失確認通知書のいずれかの写し

## マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

昨年5月から、学生納付特例の手続が電子申請でできるようになりました。  
まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要ですので、マイナポータルのホームページ(<https://myna.go.jp>)をご覧ください。



## 承認された期間の年金はどうなるの？

学生納付特例が承認された期間は、年金を受け取るために必要な資格期間には数えられますが、将来受け取る老齢基礎年金額の計算期間には数えられないため、減額となります。

しかし、承認された期間の保険料を、申し出によって10年以内に納めると、納めた期間分は年金額の計算に反映されます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金が上乗せされます。

手続窓口  
おたずね

日本年金機構 出雲年金事務所 (☎24-0045 音声案内②→②)  
出雲市役所 保険年金課 (☎21-6982)、各行政センター市民サービス課